

財団法人 消防育英会奨学規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人消防育英会寄附行為第4条第1号及び第2号の事業を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の対象者)

第2条 本会の事業の対象となる者(以下「奨学生」という。)は、消防活動に従事し、又は協力した者(以下「一般協力者」という。)及び消防団員並びに消防職員のうち、次の各号に掲げる者の子、孫及び弟妹であって、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。以下同じ。)に在学し、品行方正、学術優良・身体健康であって、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者とする。

(1) 一般協力者にあつては、災害を受けて死亡した者又は災害を受け、治ったときに、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令(平成18年総務省令第110号。以下「支給省令」という。)別表第2に定める第1級から第7級までの等級に該当する身体障害を有する者で、消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3の規定に基づく条例の適用を受けて、損害補償の決定のあったもの

(2) 消防団員にあつては、公務上の災害により死亡した者又は公務上の災害を受けた者で、治ったときに、支給省令別表第2に定める第1級から第7級までの等級に該当する身体障害の存するもの

(3) 消防職員にあつては、公務上の災害により死亡した者又は公務上の災害を受けた者で、治ったときに、地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表3に定める第1級から第7級までの等級に該当する身体障害の存するもの

2 前項の子、孫及び弟妹は、一般協力者、消防団員又は消防職員の身体障害もしくは死亡の原因である災害の発生した日又は診断によって疾病の発生が確定した日において、主としてその収入により生計を維持していた者(一般協力者、消防団員又は消防職員が当該災害を受けたのち出生したこれらの者の子を含む。以下「被災者の子弟」という。)に限る。

(奨学の内容)

第3条 奨学の内容は、次のとおりとする。

(1) 大学、高等学校、高等専門学校又は中等教育学校後期課程に在学する奨学生及び特別支援学校高等部に在学する奨学生には、学資金を給与する。

(2) 前号に掲げる学校以外の学校に在学する奨学生には、学用品の購入費を支給する。

(奨学給付の期間及び額)

第4条 学資金の給与又は学用品の購入費の支給(以下「奨学給付」という。)の期間は、正規の最短修業期間とする。

2 前項の期間中における奨学給付の額は、次のとおりとする。

- (1) 大学又は高等専門学校4年若しくは5年の学年に在学する奨学生
 - ア 学資金の支弁が著しく困難な奨学生
月額41,000円の学資金
 - イ その他の奨学生
月額29,000円の学資金
- (2) 高等学校、中等教育学校後期課程若しくは特別支援学校高等部又は高等専門学校3年以下の学年に在学する奨学生
 - ア 学資金の支弁が著しく困難な奨学生
月額23,000円の学資金
 - イ その他の奨学生
月額18,000円の学資金
- (3) 中学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校中学部及び小学部に在学する奨学生
月額10,000円の学用品の購入費
- (4) 小学校に在学する奨学生
月額9,000円の学用品の購入費

(奨学生願書等の提出)

第5条 奨学生志望者は、本会あての奨学生願書に在学学校長の推薦書及び在学証明書並びに被災者の子弟であることを証明するに足りる資料を添えて提出するものとする。ただし、奨学生志望者が大学、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校以外の学校に在学する者である場合には、これらの申請に必要な書類の提出は、その者の父母その他その者を事実上保護している者(以下「保護者」という。)が行うものとする。

(奨学生の採用)

第6条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て会長が決定し、その結果を奨学生志望者(奨学生志望者が前条ただし書の規定に該当する場合は、その保護者)に通知する。

2 前項の規定は、第12条に規定する奨学給付の休止及び停止、第13条に規定する奨学給付の復活並びに第14条に規定する奨学給付の廃止の決定を行う場合に準用する。

(奨学生選考委員会の運営)

第7条 委員のうち1名を委員長とし、委員の互選により選任する。

2 委員長は、奨学生選考委員会(以下「委員会」という。)を代表し、議長としての職務を行う。

3 委員会は、委員現在数の3分の2以上出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した委員は、出席者とみなす。

4 委員会の議事は、委員現在数の3分の2をもって決する。

(奨学給付の方法)

第 8 条 奨学給付は、毎月一定日に行うものとし、特別の事情があるときは 2 ヶ月分以上の給付をあわせて行うことができる。

2 学資金の給付は、直接、奨学生(特別支援学校高等部に在学する奨学生を除く。)に送金して行うものとし、学用品の購入費の支給及び特別支援学校高等部に在学する奨学生に対する学資金の給与は、保護者に送付または送金して行うものとする。

(学資金受領書等の提出)

第 9 条 奨学給付を受けた場合には、奨学生又は保護者(奨学生が第 5 条ただし書の規定に該当する場合に限る。以下同じ。)は、ただちに学資金受領書又は学用品購入費受領書を提出しなければならない。

(学業成績及び生活状況の報告)

第 10 条 奨学生又は保護者は、毎年度末学業成績表及び生活状況報告書を会長あて提出しなければならない。

(異動届出)

第 11 条 奨学生又は保護者は、次の各号の一に該当する場合は、ただちに本会に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学又は退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 保護者を変更したとき
- (4) 奨学生又は保護者の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

(奨学給付の休止)

第 12 条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学給付を休止する。

2 奨学生の学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めたときは、奨学給付を停止することがある。

(奨学給付の復活)

第 13 条 前条の規定により奨学給付を休止又は停止された者が、その理由が止み、疎明資料を添えて願い出たときは、奨学給付を復活することがある。

(奨学給付の廃止)

第 14 条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、在学学校長の意見を徴して奨学給付を廃止することがある。

- (1) 傷い疾病などのために成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき
- (3) 奨学給付を必要としない理由が生じたとき
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和 46 年 4 月 1 日 (昭和 46 年 6 月 26 日委大第 6 の 5 号 一部
変更承認) から施行する。 昭和 46 年 6 月 7 日消防許第 285 号

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和 46 年 10 月 1 日 (昭和 46 年 11 月 24 日 委大第 6 の 17 号 一
部変更承認) から施行する。 消防許第 503 号

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和 48 年 4 月 1 日 (昭和 48 年 5 月 14 日 委大第 6 の 5 号 一部
変更承認) から施行する。 消防総第 272 号

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和 49 年 4 月 1 日 (昭和 49 年 6 月 22 日 委大第 5 の 9 号 一部
変更承認) から施行する。 消防許第 167 号

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和 50 年 4 月 1 日 (昭和 50 年 10 月 21 日 委大第 4 の 14 号 一
部変更承認) から施行する。 消防許第 522 号

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和 51 年 4 月 1 日 (昭和 51 年 7 月 12 日
委大第 5 の 15 号 一部
消防許第 523 号
変更承認) から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和 54 年 4 月 1 日 (昭和 54 年 7 月 2 日
雑大第 21 の 4 号 一部
消防許第 320 号
変更承認) から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日 (昭和 56 年 7 月 17 日
雑大第 4 の 20 号 一部
消防許第 297 号
変更承認) から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日 (昭和 57 年 5 月 7 日
雑大第 4 の 10 号 一部
消防許第 157 号
変更承認) から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日 (昭和 58 年 4 月 26 日
雑大第 4 の 8 号 一部
消防許第 325 号
変更承認) から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日 (昭和 59 年 4 月 23 日
雑大第 4 の 11 号 一部
消防許第 168 号
変更承認) から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日 (昭和 60 年 4 月 9 日
雑高第 8 の 5 号 一部
消防許第 186 号
変更承認) から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日 (昭和 61 年 4 月 1 日
雑高第 8 の 12 号 一部
消防許第 124 号
変更承認) から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日 (平成 3 年 4 月 1 日
諸高第 8 の 13 号 一部変
消防許第 92 号
更承認) から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。